

# 鳥取縣公報

昭和二十四年六月十四日 火曜日 第二千十九号

本書ノ大判ハ國定規格A5

## 規則

◇鳥取縣規則第四十八号  
農業協同組合法施行規則を次のように定める。

昭和二十四年六月十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

農業協同組合法施行規則

### (用語)

第一條 この規則において、法とは農業協同組合法を、組合とは農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。(書類の提出)

第二條 法令又はこの規則に基いて組合が提出する書類は、地方事務所管轄区域又は市の区域を超える区域を

地区とする組合にあつては直接知事に、その他の組合にあつては当該組合の地区を管轄する地方事務所長を

- 1 経由して、これを提出しなければならない。
  - 2 前項の規定により知事に提出する書類は、地方事務所長を経由する組合は二通とし、直接知事提出する組合は、一通とする。
  - 3 知事は提出書類の書式例を定めることができるものとする。
- (設立の認可申請)

- 第三條 発起人は、法第五十九條の規定により組合設立の認可を申請しようとするときは、定款及び事業計画書の外、左に掲げる書類を添えて申請書を知事に提出しなければならない。
  - 1 設立準備委議事録原本
  - 2 創立総会議事録原本
  - 3 役員選挙録原本

## 五 役員の住所、氏名並びにその資格及び略歴

## (役員選任辞任の報告)

第四條 組合は、役員を選舉したときは、遅滞なく、選舉録謄本を添えて、その住所、役名、氏名、資格、略歴及び就任年月日を、知事に報告しなければならない。

2 組合は、理事の互選により、組合長、副組合長、専務理事若しくは常務理事を、又は監事の互選により、

常任監事を定めたときは、その互選の日から二週間以内に、その職名及び氏名を知事に報告しなければならない。

3 組合は役員が任期中辞任を申し出たときは遅滞なく役名、氏名、及び辞任の理由を知事に報告しなければならない。

## (参事及び会計主任及び解任の報告)

第五條 組合は、参事及び会計主任を選任及び解任したときは、遅滞なく、理事会の議事録抄本を添えて、その住所、氏名、及び選任された者についてはその略歴を知事に報告しなければならない。

## (試算表の提出)

第七條 組合は、毎月末日現在の試算表を作製し、農業協同組合連合会は毎月、農業協同組合は六月、九月、十二月及び三月の四回、それぞれ翌月十日までに、知事に提出しなければならない。

## (総会開催の報告)

二 法第四十九條第二項の手続を了したことを証する書面

2 出資一口の金額を減少する場合は、前項各号の書類の外、左に掲げる書類を添附しなければならない。

## 一 財産目録及び貸借対照表

## (定款変更の認可申請)

第六條 組合は、法第四十四條第二項の規定により定款変更の認可を申請しようとするときは、左に掲げる書類を添えて申請書を、知事に提出しなければならない。

二 新旧條文を対照した書面

三 総会議事録抄本

00601

## (役員選任辞任の報告)

第八條 組合は総会招集の通知をしたときは、遅滞なく、その開催の日時、場所、及び會議の目的たる事項を記載した書面を、知事に提出しなければならない。

## (総会終了の報告)

第九條 組合は、総会を終了したときは、遅滞なく、総會議事録謄本を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

## (規約及び決算諸表の報告)

第十條 組合は、左に掲げる事項について、総会の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に、総會議事録抄本を添えて、これを知事に報告しなければならない。

## 一一規約の設定、変更及び廢止

## 二 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剩余金処分案又は損失金処理案

## (團体協約締結の報告)

第十一條 組合は、法第十條第一項第十一号の團体協約を締結したときは、遅滞なく、その内容を記載した書

00600

## (役員選任辞任の報告)

第十四條 組合員は、法第九十四條第一項の規定による検査の請求、又は法第九十六條の規定による総会の議決選挙若しくは當選の取消の請求をしようとするときは、左に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出し

なければならない。

一 理由書

二 請求日現在における正組合員及び準組合員の総数  
及び同意者数を記載した書面

三 同意者名簿

(解散の認可申請)

第十五條 組合は、法案第六十四條第二項の規定により解散の認可を申請しようとするときは、左に掲げる書類を添えて申請書を、知事に提出しなければならない。

一 解散理由書

二 総会議事録抄本

三 最近の財産目録及び貸借対照表

(吸收合併の認可申請)

第十六條 組合は、法第六十五條第二項の規定により、合併の認可を申請しようとするときは、左に掲げる書類を添えて申請書を知事に提出しなければならない。

一 合併理由書

二 各組合の総会議事録謄本

(新設合併の認可申請)

第十七條 設立委員は、法第六十一條第一項の規定により合併に因る組合の設立をしようとするときは、左に掲げる書類を添えて申請書を、知事に提出しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる書類

二 合併に因り設立する組合の定款

三 設立委員の住所、氏名、略歴、及び正組合員であることを証する書面

四 設立委員会議事録及び役員選任録の謄本

五 役員の住所、氏名、略歴及びその資格を証する書面

面

(清算終了の報告)

第十八條 組合は、清算が終了したときは、左に掲げる書類を添えて、これを知事に報告しなければならない。

一 精算報告書

二 総会議事録謄本

三 法第七十三條の手続を了したことを証する書面

四、登記簿抄本

(登記完了の報告)

第十九條 組合は、法の規定による登記をしたときは、

その登記完了の日から二週間以内に、登記簿抄本を添えて、これを知事に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年六月十四日

◇鳥取縣規則第五十號

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十號縣外移出家畜の証明書手數料徵收規則の一部を次のように改め昭和二十四

年六月十五日からこれを施行する。  
「証明書手數料」を「証明書交付手數料」に改める。  
第一條手數料中「健康證明書料」を「健康證明書交付手  
數料」に成牛馬「五〇円」を「二〇〇円」に「積、駒、



00606

昭和二十一年六月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保険を行ふ村 一、條例制定の認可年月日  
東伯郡瀬井村 昭和二十一年六月六日西伯郡瀬井村大字渡 渡辺奈々江  
鳥取市御弓町 福田靜子 記

を交付した。

昭和二十一年六月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

西伯郡渡村大字渡 渡辺奈々江  
鳥取市御弓町 福田靜子 記

## ◆鳥取縣告示第二百九十七号

昭和二十一年閣令農務省令第一号第八條第一項の規定により日野郡一部村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でなく眞の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十一年六月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十一年六月十四日より

同 十七日まで

尙地番、地目、面積等の詳細については縣農地部、農地課に備え置く。

昭和二十一年六月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

次の趣に対し児童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により保母たる資格を有する者であるとの證明書

## ◆鳥取縣告示第二百九十九号

由作農創設特別指置法第三條及び第十五條第四〇條の二の規定により昭和二十四年三月一日を以て買収した農地等及び牧野につき同法第九條第一項但書の規定によりこれを公告する。

尙地番、地目、面積等の詳細については縣農地部、農地課に備え置く。

昭和二十一年六月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00607

## 買收令書交付不能一覽表

記号番号	所有者氏名 又は 名稱	住 所	農地の所在	対 價	期償金 期日	買收 方法	支拂 方法	其 他
				円	円			

日野上2412	山形 義二	岡山縣阿哲郡物部村	日野上村	117.29	243.2 117.20			
倉吉2402	勝山米次郎	京都府葛野郡差岐町	倉吉町	2,483.07	同 483.07 2,000			
由良2403	岩本芳次郎	同中郡崎山	由良町	144.96	同 144.96			
中浜2429	長田 貞一	同向鹿郡	中浜村	341.28	同 341.28			
鹿野2409	大前 秀二	京都市下京区	鹿野町	740.80	同 740.80			
日野上2416	沖原 秀治	兵庫縣城崎郡城崎	日野上村	37.08	同 37.08			
大宮2825	滝口寅太郎	同美濃郡三本町	大宮村	470.95	同 470.95			
同 2814	同	同	同	25.70	同 25.70			
同 2401	加藤熊太郎	神戶市長田区	同	467.00	同 467.00			
福生2416	安井 とき	尼崎市塚口和樂園	福生地区	118.85	同 118.85			
中浜2426	武田 勝藏	兵庫縣出石町	中浜村	245.10	同 245.10			
同 2426	武田 一三	同	同	245.10	同 245.10			
美保2412	大曾 直三	東京都南多摩郡多摩	美保地区	3,494.20	同 494.20 3,000			
二部2421	恩田 明	同西多摩郡水川	二部村	504.00	同 504.00			
以西2418	片山 喬	同紀伊郡竹田村	以西村	263.52	同 263.52			

83  
83  
浜村 2416 中川 三郎 同世田谷区 浜村町 103.68 同 103.68  
浦富 2418 山崎梅太郎 北海道利尻郡宗谷村 浦富町 67.20 同 67.20  
青谷 2416 長田 末吉 同苗小牧郡美村 青谷町 885.12 同 885.12  
大儀津 2407 井田 良市 同丸岡 大儀津村 32.00 同 32.00  
灘手 2412 秋藤かのの 大阪府都島区中町 灘手村 808.32 同 808.32  
二部 2422 住田 岱光 大阪府北河内郡 二部村 72.45 同 72.45  
大正 2402 小早川百合子 大阪市西成区日ノ出町 大正村 681.60 同 681.60  
阿尾緑 2419 白須篤五郎 島根縣邑智郡矢上村 阿尾緑村 15.77 同 15.77  
同 2402 木村 正明 松江市母衣町 同 109.70 同 109.70  
同 2420 大塚 正治 同内中原 同 20.52 同 20.52  
大國 2402 加藤 儀市 島根縣邑義郡母里村 大國村 1,336.00 同 336.00 1.000  
同 2808 柴田 千郎 同 同 5,642.50 同 642.50 5.000  
同 2424 足立政右工門 同赤屋村 同 25 同 25  
御來屋 2401 船田 弘 同鏡川郡山東村 御來屋町 178.56 同 178.56  
米子 2417 大庭梅太郎 同大原 米子旧市地区 226.86 同 226.86  
酒津 2405 村上 昭 埼玉縣浦和市 酒津村 408.96 同 498.96  
米子 2416 上嶋 政一 廣島市 米子旧市地区 442.80 同 442.80

昭和十四年十一月三十日(第14回)

島崎縣公報 (昭和四年四月十五日) 第14回

同

島崎縣公報

(昭和四年四月十五日)

同

島崎縣公報

(昭和四年四月十五日)

同

島崎縣公報

(昭和四年四月十五日)

同